

しみずニュー福祉定期預金 商品概要説明書

(株)清水銀行
(2023 年 4 月 3 日現在)

1. 取扱期間	2023 年 4 月 3 日（月）～ 2024 年 3 月 29 日（金）
2. 商品名	しみずニュー福祉定期預金
3. 販売対象	当行で年金等をお受取りいただいている個人のお客さま （新規に振込指定いただく場合も含みます） ※年金証書等（保管証等を含む）確認資料のご提示が必要となります。 ※基礎年金番号が記載された新しい年金証書によるお預入れの際には、合わせて旧証書をご提示いただくことがございます。 年金等については、以下の種類とします。 （１）国民年金関連 ①障害基礎年金 ②遺族基礎年金 ③寡婦年金 （２）（旧）国民年金関連 ①老齢福祉年金 ②障害年金 ③母子年金 ④準母子年金 ⑤遺児年金 ⑥老齢特別給付金 （３）（旧）厚生年金関連（船員保険を含む） ①障害年金 ②遺族年金 ③通算遺族年金 ④特例遺族年金 ⑤寡婦年金 ⑥かん夫年金 ⑦遺児年金 （４）共済年金関連 ①障害年金 ②遺族年金 ③通算遺族年金 （５）各種手当関連 ①児童扶養手当 ②特別児童扶養手当 ③障害児福祉手当 ④特別障害者手当 ⑤福祉手当 ⑥医療特別手当 ⑦特別手当 ⑧健康管理手当 ⑨保健手当 ※下記の方についてはお取り扱いできません。 ・ 障害厚生年金、遺族厚生年金のみの受給者の方 ・ 障害共済年金、遺族共済年金のみの受給者の方 ・ 恩給等の受給者の方 ・ 重度心身障害者福祉年金の受給者の方 ・ 受給権資格があるが（証書を持っていたも）実際に支給を受けていない方
4. 預入期間	1 年 ※自動継続のお取扱いはできません。
5. 預入単位	100 円以上（1 円単位）、300 万円以内 ※複数口座ご利用いただけますが、お預入総額は 300 万円までとさせていただきます。
6. 預入方法	証書式のみのお取り扱いとなります。
7. 商品内容	自由金利型定期預金（M型）＜以下「スーパー定期」という＞期間 1 年に準じた 取扱いとなります。
8. 適用金利	お預入れ時のスーパー定期店頭表示利率（1 年もの）＋当行所定の金利 ※2023 年 4 月 3 日（月）～ 2024 年 3 月 29 日（金）は、<u>年 0.1%</u> 上乗せと なります。 ※お預入れ期間中、継続して当行で公的年金等をお受取りいただく必要がございま す。 ※中途解約の場合は当行所定の中途解約利率を適用いたします。

しみずニュー福祉定期預金 商品概要説明書

(株)清水銀行
(2023年4月3日現在)

9. 利息	①利払方法 ・満期日以後に一括してお支払いします。 ②計算方法 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割で計算します。 ③課税方法 ・20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)が適用されます。ただし、マル優ご利用の場合は除きます。 ※利子所得に係る税率は、原則20%(国税15%、地方税5%)ですが、2013年1月1日から2037年12月31日までは、所得税額(国税15%)に対して2.1%の復興特別所得税が付加されます。				
10. 金利情報の入手方法	店頭または当行ホームページでご確認いただけます。 詳しくは窓口へお問い合わせください。				
11. 中途解約	満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は預入日から解約日の前日までの日数および次のお預入れ期間に応じた利率（小数点第4位以下切捨て）によって計算し、この預金とともに支払います。 ※次のAまたはBのうちいずれか低い利率を満期日前解約利率とし、この利率がCを下回る場合は、Cを満期日前解約利率とします。 A. 約定利率（優遇金利を考慮したお預入れ時の利率）×下記預入期間に応じた掛目 B. 預入日から解約日までの預入期間に対応する預入日現在のスーパー定期の店頭表示利率×90% ※ただし、お預入れ期間が1ヶ月に満たない場合は、解約日における普通預金の利率とします。 C. 解約日における普通預金利率 [預入期間に応じた掛目] <table border="0"> <tr> <td>a. 6ヶ月未満</td> <td>解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>b. 6ヶ月以上1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> </table>	a. 6ヶ月未満	解約日における普通預金の利率	b. 6ヶ月以上1年未満	約定利率×50%
a. 6ヶ月未満	解約日における普通預金の利率				
b. 6ヶ月以上1年未満	約定利率×50%				
12. 手数料	不要です。				
13. 特記事項	・本商品は、年金等のお受取口座があるお取引店でのみご利用いただけます。 ・本商品はATMおよびインターネットバンキングでのお取扱いはしていません。 ・本定期預金は預金保険制度の対象となります。 ※預金保険制度では、お一人様あたり「決済用預金の全額」および「決済用預金以外の預金保険制度の対象となる預金等の元本1,000万円までとその利息」が保護の対象となります。 ・金利情勢等に伴い、今後予告なく本定期預金の内容の変更、継続または取扱いを中止する場合がございます。				
14. 契約している指定紛争解決機関	・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772				